

## 川越市景観計画（案）の概要

### 1 川越市景観計画の各章の概要は、次の通りです。

#### 【はじめに 川越市景観計画の策定の背景と目的】

（要約版の「はじめに」「1」「2」を参照）

本章では、景観計画策定の背景と目的、川越市における当計画の位置付けや景観計画の区域を示しました。

「景観とは」では、景観の意味について述べました。景観は、自然物や人工物など、視覚的に捉えられるものですが、人々の営みが積み重なり受け継がれてきた結果として形成されるものとしています。

「景観計画策定の背景と目的」では、これまでの都市景観の取り組みを継承するとともに、より良好な都市景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画を策定するものとしています。

「景観計画の位置づけ」では、本計画と川越市の各種計画との関係を記しました。

「景観計画の区域」は、これまで培われてきた歴史的・文化的背景や自然から、景観計画の区域は、川越市の全域としました。

「計画の構成」では、当計画の構成を示しています。

#### 【第1章 川越市の景観特性】（要約版の「3」を参照）

本章では、都市景観の形成の基本的考え方や目標を導くために、川越市の持つ多様な景観特性を明らかにしました

「川越市の景観特性」では、川越市全域から考察し、大きく「歴史的景観」「自然的景観」「市街地的景観」の3つを抽出しました。

「歴史的景観」は、歴史的町並み景観、史跡景観などとししました。また、その歴史的変遷の概況を述べました。

「自然的景観」は、水辺景観、田園景観、樹林景観、公園・緑地景観などとししました。

「市街地的景観」は、都心景観、街の顔景観、住宅地景観、沿道・沿線景観、工業地景観などとししました。

また、市民センター管内を基にした各地区の景観特性を明らかにしました。これは、その地区が旧村落地域の歴史を継承し、それぞれ固有の景観を有している為です。

#### 【第2章 協働による都市景観の形成の取り組み】（要約版の「4」を参照）

本章では、これまで川越市で行われてきた都市景観の形成を、行政と市民の取り組みから示し、その成果を年表にまとめました。

「協働による都市景観の形成」では、行政と市民が、これまで協働で行ってきた都市景観の形成に関する取り組みを述べました。

「行政による都市景観の形成」では、これまで行政が取り組んできた方策について、

述べました。

「市民による都市景観の形成の活動」では、先導的役割を果たしてきた市民の活動を述べました。

### 【第3章 都市景観の形成の目標と基本的考え方】（要約版の「5」を参照）

本章では、川越市の都市景観特性から、都市景観の形成の目標や基本的考え方、地域の区分を示しました。

「都市景観の形成の目標」は、これまでの取り組みを基に、『「川越らしさ」を創出する都市景観の形成の推進』としました。

「都市景観の形成の基本的考え方」は、歴史的景観、自然的景観、市街地的景観という川越固有の特性を基盤とし、保全、育成、創造という視点を設け、それらを行政と市民が協働するという視点から景観まちづくりの推進につなげていくこととしました。またそれぞれの視点に対する目標を掲げました。

「地域の設定」では、景観計画区域である川越市全域を、景観課題に応じ都市景観誘導地域と都市景観形成地域に分けました。

### 【第4章 都市景観の形成に関する方針と行為の制限】（要約版の「6」を参照）

本章では、都市景観の形成に関する方針を示した上で、地域ごとの都市景観形成基準を示しました。また、届出対象となる行為と規模を示しました。

「都市景観の形成に関する方針と都市景観形成基準」では、景観計画区域全体に対する方針を示し、届出対象となる行為と規模を示しました。そして、都市景観形成地域ごとに方針と都市景観形成基準を示しました。また、参考で色彩基準表と行為の届出の流れを掲載しています。

都市景観誘導地域は、従来の大規模建築物等の届出制度を継承し、建築面積 1,000 m<sup>2</sup> を超える又は高さ 15m を超える建築物や工作物の新築等が届出の対象となります。また、都市景観形成地域では、これまで通り軽微なものを除くすべての建築行為や屋外広告物の掲出、建築物の除却などが届出の対象となります。

都市景観形成基準に、今回、新たに色彩に関する基準を設けました。

建築物等の外壁に使用できる色彩に関する基準は、これまで「配慮・調和」というような定性的な基準でしたが、景観計画では、マンセル値を用いた定量的な基準とします。

マンセル値とは、色彩を「色合・明るさ・鮮やかさ」の3要素によって表現し、それぞれを数値化して組み合わせることにより表すものです。

「屋外広告物に関する事項」では、屋外広告物を掲出する際の基本的な事項を示しています。

要約版では、行為の制限を記した都市景観形成基準の全文を掲載しています。

### 【第5章 重要な景観資源の保全と育成】（要約版の「7」を参照）

本章では、都市景観の形成上重要な役割を果たす景観重要建造物、景観重要樹木、景

観重要公共施設に関する事項を示しました。

「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」では、川越市の都市景観の形成にとって重要な建造物や樹木について、景観法の規定に基づき指定する際の方針を示しました。

「景観重要公共施設の整備等に関する事項」では、都市景観の形成上重要な役割を果たす道路などの公共施設の整備の基本的な考え方を示しました。

## 【第6章 良好な都市景観の形成に向けて】（要約版の「8」を参照）

本章では、都市景観の形成を推進する施策について記載しました。また、その推進を担う組織を示しました。

「都市景観の形成の推進方策」では、推進方針と具体的な方策について示しました。

「都市景観の形成に向けた推進組織」では、都市景観推進団体や景観協議会等について記載しました。

## 【資料編】

ここでは、都市景観の形成推進のため、配慮すべき景観資産を示しました。川越景観百選や川越百景、景観表彰を受けた作品、文化財建造物、地区計画などの一覧です。また、川越市都市マスタープランから景観まちづくりの方針部分を抜粋しています。さらに、公共施設の整備の際に配慮することが望ましい川越市公共デザイン指針を掲載しました。

## 2 効果

景観計画を策定することにより、これまで進めてきた都市景観施策が、より効果的に遂行できるようになります。また、景観法に基づく計画に位置付けられることによって、法的拘束力を伴う実効性の高い施策となります。

自然に生まれ、歴史や文化に培われた人々の営みにより形成されてきた川越市の良好な都市景観を、市民との協働により、保全、育成、創造をしていくことにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指します。

## 3 計画に適合しない場合

届出の内容が景観計画の基準に適合しない場合は、景観法の規定に基づき、勧告や設計変更の命令を行うことがあります。

## 4 適用期日

川越市都市景観条例（平成26年条例第17号）の施行期日である平成26年7月1日から適用します。